～ お 知 ら せ ～

市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅（都市計画法第３４条第１２号（市条例第５条第１項第２号イ）基準関係）の開発区域における取扱いを一部改正しました。

本市の上記立地基準における開発区域の取扱いを一部改正しました。

 　　この一部改正により、施行期日以降につきましては、「開発区域の土地は既存の集落に存する土地であって、開発行為を行う者又はその親族が所有している土地」とし、**「農地法第５条許可を停止条件とした所有権移転仮登記」を設定した開発許可申請はできません。**

〇施行期日 ：令和８年４月１日（水）

〇令和８年３月３１日（火）終業時刻（17時15分）までに許可申請し、受付された許可申請については、一部改正前の取扱いとします。

※一部改正前の取扱いとする許可申請については、開発許可に必要とする他の申請、手続き等の受付が完了しているものに限ります。

 手続きの詳細等につきましては、担当職員にお問合せください。

【問合せ先】狭山市役所 都市建設部　開発審査課

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2946-8128

FAX：04-2954-8877